

令和3年度

第11回加東市農業委員会総会（定例会）議事録

1. 開催日時 令和4年1月21日（金）午後3時00分～午後4時30分
2. 開催場所 発達サポートセンター はぴあ 多目的室
3. 出席職員 事務局長 鈴木 敏久 事務局次長 藤本 弘子
主査 松岡 玲平
4. 出席委員 1)井上 弘 2)柴崎 彰孝 3)國井 久明 4)大橋 徹
5)谷口 高史 6)長谷川 均 7)内藤 秀幸 8)南 和夫
9)太田 隆之 10)森本 善明 11)山本 昭雄 12)岩崎 一彦
13)臼井 正 14)中山 喜作 15)岸本 光
(10)鷹尾 元弘
5. 議事録署名委員 9)太田 隆之 10)森本 善明
6. 現地確認 11)山本 昭雄 12)岩崎 一彦 (10)鷹尾 元弘
7. 会議に附したる議案等
 - 1) 開 会
 - 2) 会長挨拶
 - 3) 議事録署名委員の指名
 - 4) 議 事

第54号議案	農地法第3条の規定による許可について	3件
第55号議案	農地法第4条の規定による許可について	3件
第56号議案	農地法第4条の規定による許可事項の変更承認について	1件
第57号議案	非農地証明願いの承認について	5件
第58号議案	農地の現況転換等の確認について	1件
第59号議案	加東農業振興地域整備計画の変更(一般管理)に対する意見について	9件
第60号議案	農用地利用集積計画の決定について	88件
 - 5) 報 告

報告第26号	市街化区域内の農地法第5条の届出について	1件
報告第27号	農地の貸借の合意解約通知について	18件
 - 6) その他
 - 7) 閉 会

局 長

ただいまから、令和3年度第11回加東市農業委員会総会1月定例会を開催いたします。

本日の出席委員は15名のうち15名全員出席で過半数に達しており、加東市農業委員会総会会議規則第9条の規定によりこの会議が成立しましたことをご報告いたします。

本日出席の農地利用最適化推進委員は、鷹尾委員でございます。

それでは、開会にあたりまして國井会長よりご挨拶を申し上げます。

会 長

～國井会長あいさつ～

議 長

それではただいまから、令和3年度第11回1月定例会を開催いたします。

本日、現地調査をしていただきました、山本委員さん、岩崎委員さん、鷹尾推進委員さんありがとうございました。のちほど報告をよろしく願いいたします。

本日の議事録署名委員に9番の太田委員と10番の森本委員を指名しますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

第54号議案「農地法第3条の規定による許可について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。

事務局

～第54号議案を朗読～

議 長

続いて、内容の説明をお願いします。

事務局

番号1～3は譲受人が同一人ですので、一括して説明します。

資料P1に申請地位置図、P1～4に譲受人の耕作地位置図をつけております。

申請地は〇〇の向かいにある田なのですが、3名の譲渡人は、世帯は別ですが同じ敷地内に住まれている親族の方々の、今後、離農することを検討され、売却先を探しておられたところ、農業の規模拡大を希望されている譲受人と話がまとまったので申請されました。なお、申請にあたりまして譲受人の耕作地を確認したところ、〇〇が耕作放棄状態だったため指導させていただきました。お仕事が忙しくて手が回っていませんでしたということで、1月28日までには必ずきれいに草刈りをして耕耘するという確約書を出しておられます。

約束通り耕作放棄地が解消されれば、農地法第3条第2項各号に規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。

以上で、第54号議案の説明といたします。

議 長	内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。
各委員	～意見なし～
議 長	意見がないようですので、採決いたします。 第 54 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」は、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議 長	はい、全員挙手にて、第 54 号議案については、原案のとおり許可することとします。 続きまして、第 55 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第 55 号議案を朗読～
議 長	この件に関しましては、現地調査をお願いしておりますので、〇〇委員からの報告をお願いいたします。
現地調査委員	農地法第 4 条の現地調査の結果を報告します。 第 55 号議案、番号 1 の〇〇は、〇〇の南約 110m にあり、現場は雑種地でありました。 続きまして、番号 2 の〇〇は、〇〇の北西約 160m にあり、現場は農地でありました。 続きまして、番号 3 の〇〇は、〇〇から北約 260m にあり、現場は農地でありました。 以上、報告を終わります。
議 長	はい、ありがとうございました。続いて、内容の説明をお願いします。
事務局	番号 1、資料 P9 に申請地位置図、P10 に土地利用計画図をつけております。 申請地は、道路沿いの細長い土地で、圃場整備が行われた際に非農用地に指定されたということで、農地ではなくなったものだと思われまして、P10 に手書きで書かれていますが農業用倉庫を端に設置されまして、その横に農業用機械や車を停める場所といった形で一部使われています。今回農地のままであることが分かって、始末書を添付して転用の申請をされました。申請地は、農業振興地域の農用地外で、東播用水の受益地外です。

番号 2、資料 P11 に申請地位置図、P12 に事業計画図をつけております。
譲受人は、〇〇で農業のかたわら個人で〇〇を営んでおられますが、資材置場が不足しているということで、自宅や事務所周辺は農振農用地で今以上に拡げることができないため、農用地外にある申請地を資材置場に転用したいという申請です。申請地は、土地改良が施行されていない第 2 種農地で、東播用水は決済済みです。なお、申請前に一部着工しようとしておりましたので、農地法違反を指導し、工事を止めていただいております。

番号 3、資料 P13 に申請地位置図、P14 に土地利用計画図をつけております。

申請地は、隣に〇〇があるのですが、〇〇を扱っておられまして、大変流行っているということで事業拡大のために資材置場がほしいということで、この土地の所有者の方に貸してほしいと頼まれたということで、ここを所有者が造成をして貸露天資材置場として転用し、〇〇に貸してあげたいという申請になっております。申請地は、国道 175 号と県道の間にある第 2 種農地で、令和 3 年 1 2 月に農振農用地から除外されており、東播用水は決済済みです。

これら 3 件の転用申請につきましては農地法第 4 条第 6 項各号に規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。

以上で、第 55 号議案の説明とさせていただきます。

議 長 内容説明は終わりました。ただいまから審議を行います。何かご意見はございませんか。

各委員 ～意見なし～

議 長 意見がないようですので、採決いたします。

第 55 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」は、原案のとおり許可相当という意見を付けて、県知事に送付することに賛成の方は、挙手をお願いします。

各委員 ～全員挙手～

議 長 はい、ありがとうございました。全員挙手にて、本案を許可相当という意見を付けて、県知事に送付します。

続きまして、第 56 号議案「農地法第 4 条の規定による許可事項の変更承認について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。

事務局 ～第 56 号議案を朗読～

議 長 この件に関しましても、現地調査をお願いしておりますので〇〇委員か

	<p>ら報告をお願いいたします。</p>
現地調査委員	<p>農地法第4条の現地調査の結果を報告します。</p> <p>第56号議案、番号1の〇〇は、〇〇の東約50mにあり、現場は造成工事中でありました。</p> <p>以上、報告を終わります。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。続いて、内容の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号1、資料P15に申請地位置図、P16に利用計画図、P17に計画断面図をつけております。</p> <p>申請地は、〇〇、〇〇にある農地で、一昨年申請人が購入されまして、トマト栽培のビニールハウスを設置する計画でしたが、山の斜面的な部分で段々になっておりましてハウスを設置するのに十分な広さが取れないということで、造成をされて隣にお持ちの山も削って広げまして、その後、ビニールハウスを2棟設置したいということになりました。昨年4月に90日間の一時転用を申請され、6月に許可されました。農地の改良工事の場合は、小規模であれば届出で済みますが、面積が3,000㎡以上、期間が3か月以上になると、県の一時転用許可を得る必要があります。ところが、人手不足で工事が90日間で終わらなくなったため、一時転用期間を令和4年8月末まで延長したいという申請です。工事完了後は表土を戻して、そこにビニールハウスを設置し、トマトを栽培される計画です。申請地は農振農用地外で、東播土地改良区の同意は取っております。こういった盛土や切土の場合、環境条例も関わってきますが、そちらの同意も取られています。</p> <p>この変更承認申請につきましては、農地法第4条第6項に規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えています。</p> <p>以上で、第56号議案の説明とさせていただきます。</p>
議 長	<p>内容説明は終わりました。ただいまから審議を行います。何かご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>～意見なし～</p>
議 長	<p>意見がないようですので、採決いたします。</p> <p>第56号議案「農地法第4条の規定による許可事項の変更承認について」は、原案のとおり許可相当という意見を付けて、県知事に送付することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
各委員	<p>～全員挙手～</p>

議 長	はい、ありがとうございました。全員挙手にて、本案を許可相当という意見を付けて、県知事に送付します。
	続きまして、第 57 号議案「非農地証明願いの承認について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第 57 号議案を朗読～
議 長	この件に関しましても、現地調査をお願いしておりますので〇〇委員から報告をお願いいたします。
現地調査委員	<p>非農地証明願いの現地調査の結果を報告します。</p> <p>第 57 号議案、番号 1 の〇〇は、〇〇の北東約 70m にあり、現場は原野でありました。</p> <p>続きまして、番号 2 の〇〇は、〇〇の北東約 230m にあり、現場は山林でありました。</p> <p>続きまして、番号 3 の〇〇は、〇〇の北西約 300m にあり、現場は原野でありました。</p> <p>続きまして、番号 4 の〇〇は、〇〇の南西約 120m にあり、現場は山林でありました。</p> <p>続きまして、番号 5 の〇〇は、〇〇の南東約 140m にあり、現場は宅地でありました。</p> <p>以上、報告を終わります。</p>
議 長	はい、ありがとうございました。続いて、内容の説明をお願いします。
事務局	<p>番号 1、資料 P18 に位置図、P19 に現況写真をつけております。</p> <p>申請地は、〇〇にある農地で、山の斜面にあって山林化しており、1 1 月の農地パトロールで非農地判定した土地で、通知を受けて地目と現況を合わせるため非農地証明を申請されました。申請地は農振農用地外で、東播用水は決済済みです。</p> <p>番号 2、資料 P20 に位置図、P21 に現況写真をつけております。</p> <p>申請地は、〇〇にあり、農地パトロールで山林化しているとして非農地判定した土地で、地目と現況を合わせるために非農地証明を申請されました。申請地は農振農用地外で、東播用水の区域外です。</p> <p>番号 3、資料 P22 に位置図、P23 に現況写真をつけております。</p> <p>申請地は、〇〇にあり、周囲の山林と一体化しているため、農地パトロールで非農地判定した土地です。地目と現況を合わせるために非農地証明を申請されました。加古川西部土地改良区は区域外になります。</p>

番号4、資料P24に位置図、P25に現況写真をつけております。
申請地は、〇〇にあり、山林化しているため農地パトロールで非農地判定した土地で、地目と現況を合わせるために非農地証明を申請されました。東播用水は決済済みです。

番号5、資料P26に位置図、P27に現況写真をつけております。
申請地は、申請人のお父様が、平成6年頃と平成12年頃に農業倉庫を建て、お父様が亡くなって相続した際に、地目が農地のままであることを知り、登記地目と現況を合わせるために非農地証明を申請されました。申請地は農振農用地外で、東播用水は決済済みです。

以上、5件の申請地については、農地法第2条に規定する農地には該当せず、非農地の要件を満たすものと考えます。

以上で、第57号議案の説明とさせていただきます。

議 長 内容説明は終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。

各委員 ～意見なし～

議 長 意見がないようですので、採決いたします。
第57号議案「非農地証明願いの承認について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

各委員 ～全員挙手～

議 長 はい、ありがとうございました。全員挙手にて第57号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。
続きまして、第58号議案「農地の現況転換等の確認について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。

事務局 ～第58号議案を朗読～

議 長 この件に関しましても、現地調査をお願いしておりますので〇〇委員からの報告をお願いします。

現地調査委員 農地の現況転換等の現地調査の結果を報告します。
番号1の〇〇は、〇〇の東約130mにあり、現場は農地でありました。
以上、報告を終わります。

議 長	続いて、内容の説明をお願いします。
事務局	<p>番号 1、資料 P28 に申請地位置図、P29 に計画図をつけています。</p> <p>申請人は、自宅のそばの不整形な田を、今後は畑として使いたいということで、隣の田との間に擁壁とU字溝を設置して、畑の部分には 30～40 cm 程度、土を足して嵩上げしたいという届出です。</p> <p>こちらのよう小規模で期間も短い分につきましては、届出という形で、農業委員会の承認で工事をしていただくことが可能になっております。</p> <p>この届出につきましては、「加東市農地の現況転換等の適正化に関する要綱」に基づき提出されており、添付書類等は完備していますので、受理の要件を満たすものと考えます。</p> <p>以上で、第 58 号議案の説明とさせていただきます。</p>
議 長	内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何か意見はありませんか。
各委員	～意見なし～
議 長	<p>意見がないようですので、採決いたします。</p> <p>第 58 号議案「農地の現況転換等の確認について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
各委員	～全員挙手～
議 長	<p>全員挙手にて第 58 号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>続きまして、第 59 号議案「加東農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	～第 59 号議案を朗読～
議 長	続いて、内容説明を農政課からお願いします。
農政課	<p>この度、農業振興地域整備計画の変更ということで 9 件の申出が出てきております。順番にご説明させていただいて、意見を求めさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。</p> <p>P30 の 1 番から説明させていただきます。まず、所在地は〇〇になります。面積は 3 筆合わせて 516 m²になります。公簿地目は田となっておりますが、現況は宅地となっております。所有者と事業者については、〇</p>

○で同一人物です。今回の事業の内容としては、分家住宅となっております。実施する理由として、事業者は、親の介護等のことを考えて地元に戻るために、昭和57年に申請地に分家住宅を建てて、そこに妻と子と居住を開始しました。当時は、実家に父と兄が同居していて手狭であったため、新たな住宅が必要となりました。今回の申請地の住宅の建築にあたっては、事業者の父親が行っていたため、事業者は何も把握していなかったということです。今回、申請地が農用地であることが判明し、事業の必要性もあったことから、追認を求めて申出を行います。なお、今後はこのようなことがないように、法律を遵守するそうです。

位置図と計画図、現況写真については、次のページ以降のとおりとなっております。

それでは、次にP36の2番に移ります。所在地は○○の一部になります。面積は1,104㎡のうち949㎡になります。公簿地目・現況地目共に田で、所有者は○○です。事業者は、○○です。施設の概要として、事務所・倉庫・露天駐車場・露天資材置場となっております。こちらの事業を実施する理由として、事業者は、申出地の道路の向かい側で、土木・建築工事業を営んでおりますが、○○の拡幅整備事業の実施のために、敷地の買収に応じました。現在は、その残地で事業を継続していますが敷地が狭くなったことにより、資材の積み下ろし作業の安全確保が困難となりました。また、トラックを少し離れた土地に置いての作業になり、効率が悪くなっています。以前と同様な、効率的な事業を行うためにはスペースが必要です。そこで、買収に応じた面積に、作業の安全を確保するための資材置場・作業場のスペースを加えて算出した必要面積約920㎡について、残地から半径300mの範囲で用地選定を行いました。農用地以外に条件に合致する用地がなかったため、当該申請地の除外を申し出ます。

位置図・計画図・現況写真については、次のページ以降のとおりになります。

次にP42の3番に移ります。所在地は○○の一部で、面積は429㎡のうち116.82㎡になります。公簿地目は田ですが、現況地目は畑になっています。所有者と事業者は共に○○です。施設の概要は、農業用倉庫・カーポートになっています。こちらの事業を実施する理由として、事業者は約5,000㎡の田と約1,500㎡の畑を耕作している農家であります。昭和56年頃に、事業者の父親が農業用倉庫を建築しました。また、平成31年頃に、自家用車2台を駐車するために、農業用倉庫の南側に、事業者がカーポートを建築しました。その際に、農業用倉庫は実家の敷地内にあると誤認していたため、どちらも現在のように申請地にはみ出した形になってしまっております。分家住宅のために除外をする際に、申請地が農用地であることが判明し、農振除外の要件を満たしていると認められるため、追認を求めて申出を行います。

位置図・計画図・現況写真については、次のページ以降のとおりにな

ります。

次に P47 の 4 番に移ります。所在地は、先ほどと同じく〇〇の一部になり、面積は 429 m²のうち 312.18 m²になります。公簿地目は田で、現況地目は畑です。所有者は先ほどと同じく〇〇ですが、事業者は、その子である〇〇になっております。施設の概要は、分家住宅になっております。こちらの事業を実施する理由として、事業者は現在、申請地横の実家にて、両親と妻、子ども 3 人と同居しておりますが、子どもが成長し手狭になったため、新たな住宅が必要とのことです。事業者夫婦は共働きであるため、両親に子どもの面倒を見てもらう機会が多いそうです。また今後、両親の介護が必要になったときのことも考えて、実家近くに分家住宅を建築します。そこで、実家から半径 100m の範囲で用地選定を行いました。農用地以外に条件に合致する用地がなかったため、当該申請地の除外を申し出ます。

位置図・計画図・現況写真については、次のページ以降のとおりになります。

次に P52 の 5 番に移ります。所在地は〇〇になり、面積は、138 m²です。公簿地目は田で、現況地目は畑です。所有者は〇〇という方で、事業者は、〇〇という方になります。施設の概要は、露天資材置場・露天駐車場になっております。こちらの事業を実施する理由として、事業者は申請地横の自宅を拠点に、土木・外構工事業を営んでおります。現在、その自宅の敷地に作業用機械や資材を置いておりますが、手狭なため、軽トラックや従業員の車が置けない状況です。また、小学生の子がいるため、敷地内に作業用機械や資材がある状況が危険な状況となっております。そこで、従業員の駐車場を確保し、お子様を危険から守るために新たに駐車場と資材置場が必要であります。作業用機械や資材の盗難防止の観点から、自宅から半径 100m の範囲で用地選定を行いました。農用地以外に条件に合致する用地がなかったため、当該申請地の除外を申し出ます。

位置図・計画図・現況写真については、次のページ以降のとおりになります。

次に P57 の 6 番に移ります。所在地は〇〇になります。面積は合わせて 961 m²で、所有者は〇〇と〇〇です。事業者は〇〇になっております。施設等の概要は、露天駐車場と露天資材置場になっております。こちらの事業を実施する理由として、事業者は、商業店舗の屋外広告物の製造及び販売を行っております。この度、〇〇の合併に伴い、約 2,600 件の屋外広告物を受注し、またそれ以外にも製品の製造を行っております。しかし、製品の製造途中で、製品を入れ替える必要がありまして、その際に、大阪の倉庫と工場を行き来することになっております。このことが週に 2~3 回の頻度であるため、時間及び人員を大幅に費やしている状況です。そのため、受注量を増やすことができず、納期に間に合わない

場合には外注をしている状況になっております。また、週に2日ほど大型トラックが同時に4台来ることがありまして、その駐車場がないため、現在は道路などの他の場所で待機せざるをえない状況となっております。そこで、企業の更なる発展のために、作業の効率化及び経費の削減を図り、また交通の安全を守るために、露天駐車場及び露天資材置場が新たに必要ということです。なお、製品の入れ替えのために、工場から半径100mの範囲で用地選定を行いました。農用地以外に条件に合致する用地がなかったため、当該申請地の除外を申し出ます。

位置図・計画図・現況写真については、次のページ以降のとおりになります。

次にP62の7番に移ります。所在地は〇〇で、面積1,597㎡のうち803.45㎡となっております。公簿地目・現況地目ともに田です。所有者は〇〇という方で、事業者は〇〇です。〇〇は、所有者のお孫さんにあたります。施設の概要は、分家住宅と農業用倉庫となっております。事業を実施する理由として、事業者は現在、〇〇で妻とともに生活しております。申請地横の住宅には、両親と祖父母が居住しており、手狭であるため、新たな住宅が必要です。また、祖父母の介護や、将来的に両親の介護をすること、農業を将来継承することから、この度、実家近くに分家住宅を建築します。そこで、実家から半径100mの範囲で用地選定を行いました。農用地以外に条件に合致する用地がなかったため、当該申請地の除外を申し出ます。

位置図・計画図・現況写真については、次のページ以降のとおりになります。

次にP66の8番に移ります。所在地は〇〇で、面積2,131㎡となっております。公簿地目・現況地目ともに田です。所有者は〇〇という方で、事業者は〇〇になります。こちらは、〇〇となっております。施設の概要は、公園となっており、こちらの事業を実施する理由として、現在の〇〇には、高齢者が気軽に集まってグラウンドゴルフができる場所がない状態です。そのため、小学校の運動場を借りて、村の行事であるグラウンドゴルフを行っておりますが、移動に自動車が必要なため、参加者が減少しております。更なる高齢化が進む中で、地域コミュニティを活性化させ、集落を維持するためには、高齢者が集まりやすい村の中心に、公園が必要であります。また、この公園は高齢者同士の交流拠点、子どもの遊び場として利用することで、高齢者と子どもの世代間交流を図る目的もあります。そこで、公民館から半径100mの範囲で用地選定を行いました。グラウンドゴルフができる広さの土地が農用地以外にないため、当該申請地の除外を申し出ます。位置図・計画図・現況写真については、次のページ以降のとおりになります。

最後にP71の9番に移ります。所在地は〇〇になっており、これらの合計面積は9,256㎡となっております。公簿地目は畑・山林で、現況地

目は田となっております。所有者は〇〇という方で、事業者は〇〇という方です。施設の概要は、〇〇・露天駐車場用地となっております。こちらの事業を実施する理由として、事業者は、加東市内にただ一つの〇〇しております。しかしながら、3年後の売り上げが約10%減少する見込みであり、これにより、利益も大幅に減るため、新事業に投資ができる今、早急に手を打つ必要があります。そこで、新しく〇〇と〇〇を新たに設置し、経営を安定させる必要があります。用地選定については、〇〇は在任の指導員が既存地と行き来して指導するために、500mの範囲で用地選定を行いました。農用地以外に条件に合致する用地はありませんでした。また隣接地に〇〇を設置する場合には、新たに校舎を設置する必要があります。そこで、既設の校舎を一体的に利用し、除外面積を少なくするために、隣接地に今回の〇〇を新たに設置する必要があります。〇〇は、〇〇が既存の施設と新規の施設の〇〇で使用する必要があります。〇〇が公道を走ることができないため、隣接地に新たに設置する必要があります。よって、〇〇の隣接地である当該申請地の除外を申し出ます。

位置図・計画図・現況写真については、次のページ以降のとおりになります。

以上で、説明を終了させていただきます。

議 長

内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。

委 員

1番ですが、圃場整備が昭和51年に終わって、昭和57年には既に家を建てられたということで、既にしてしまっている案件ですか。

農政課

そうです。昭和57年に分家住宅が建っております。

委 員

圃場整備から8年経っていませんが、農地転用はできて、農振だけ残ったということですか。

事務局

転用も過去に許可は出ておりません。建築の関係も含め、すべて今から手続きをされます。

議 長

他にございませんか。

各委員

～意見なし～

議 長

意見がないようですので、採決いたします。

第59号議案「加東農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

各委員	～全員挙手～
議 長	全員挙手にて第 59 号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。続きまして、第 60 号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第 60 号議案を朗読～
議 長	続いて、内容の説明をお願いします。
事務局	<p>P12 の 1 番から P14 の 18 番までは、賃貸借権の新規設定です。 続く 19 番から P16 の 33 番までは、賃貸借権の更新です。 次の 34 番から P20 の 67 番までは、使用貸借権の新規設定です。 続く 68 番から P22 の 79 番までは、使用貸借権の更新です。</p> <p>P22 の 80 番から P24 の 88 番までは、ひょうご農林機構が中間管理権を新規設定するものになります。こちらは機構が借り上げて、地域の担い手に貸付けされます。先月、〇〇が地区全体で利用されていましたが、今回、〇〇の方が多くですが、地区から一括ではなく個別に申請をされているそうです。</p> <p>全体としましては、P11 に集計表がございます。なお、括弧書きは内数で、ひょうご農林機構の中間管理事業分が括弧の中です。</p> <p>賃貸借権の設定が全体で 36 件、84 筆、126,935 m²、そのうち、機構の分が、3 件、4 筆、7,086 m²です。</p> <p>使用貸借権の設定は、全体で 52 件、109 筆、134,341 m²、そのうち、機構の分が、6 件、17 筆、20,636 m²です。</p> <p>合計 88 件、193 筆、261,276 m² の農地について利用権が設定され、1 月 31 日に公告される予定となっております。</p> <p>以上で、第 60 号議案の説明とさせていただきます。</p>
議 長	内容説明は終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。
各委員	～意見なし～
議 長	<p>意見がないようですので、採決いたします。</p> <p>第 60 号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
各委員	～全員挙手～
議 長	はい、ありがとうございます。全員挙手にて第 60 号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。

続きまして、報告事項に入ります。報告第 26 号「市街化区域内の農地法第 5 条の届出について」事務局より朗読をお願いします。

事務局

～報告第 26 号を朗読～

議長

続いて、内容の説明をお願いします。

事務局

番号 1、資料 P76 に位置図をつけております。

この届出は、ご自宅の庭にするための届出を受理しております。

この届出については、添付書類等完備していただきましたので、専決処理により、12月9日付けで受理通知書を交付しております。

以上で、報告第 26 号の説明といたします。

議長

内容説明は終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告といたします。

続きまして、報告第 27 号「農地の貸借の合意解約通知について」事務局より朗読をお願いします。

事務局

～報告第 27 号を朗読～

議長

続いて、内容の説明をお願いします。

事務局

今回、大変多くの合意解約が出ております。今回の合意解約の通知は、提出された 18 件すべて、双方合意により無条件で利用権を解約されまして、解約後は借人を変更して、新たに利用権を設定されます。この貸し借りの利用権設定ですが、やはり年度の初めや年の初めに貸し借りを決められるのが多いので、先ほどの利用集積計画もかなりの件数が出てきていたのですが、このタイミングで新たにされる場合と、されていた契約の借り人さんを変えてされる場合は一旦解約をしていただく必要がありますので、今回もその関係でたくさん出ておりますが、解約された分はまた新たな利用権設定が翌月に挙がってくると思いますので、よろしくをお願いします。

以上で、報告第 27 号のご説明といたします。

議長

内容説明は終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告といたします。

以上で本日の議案は、全て終了いたしました。慎重に審議を賜り、ありがとうございました。

次に「その他」に入ります。事務局からの提案があれば、説明をお願いします。

事務局

お手元に、農地の貸付け等希望申出書をお配りさせていただいております。こちら農地パトロールをした後に、事務局に提出のあったものになっております。まず、1枚目ですが、〇〇の農地になります。こちらは貸したいという希望が出てきておまして、ただでいいので誰か借りてくれないかということで出してこられております。1枚めくっていただきまして、こちら〇〇の農地になっております。ご住所が〇〇になっていますが、相続をされた方で、遠方で管理ができないということで、貸したいもしくは売りたいということです。借りる場合は無償で、買われる場合は相談によりということですが、安くてもいいのでどなたか買っていただければ売りたいということで希望を出してこられております。それぞれ次のページに場所の地図をつけさせていただいております。もう1枚めくっていただきまして、③の分ですが、〇〇の農地が3筆出てきております。こちら貸したいという希望が出てきております。ただでもいいのでどなたか借りていただければいい方いらっしゃるということで出てきております。こちら次のページに場所の地図をつけさせていただいております。最後、もう1枚めくっていただきまして右側の④ということで、〇〇の農地2筆出てきております。所有者さんが〇〇の方で、遠方で自分では管理が全くできないというところで、無償でいいのでどなたかということでこちらご連絡をいただいております。最後のページに場所の地図をつけさせていただいておりますので、借りてもいいとか買っていいという方がもしいらっしゃいましたら、お声かけいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、今日最初に会長からお話がありましたけれども、本来であれば推進委員の皆さんにも集まっていたいて、この後の時間で県の方に来ていただいて、中間管理事業の実際の〇〇の事例も活用しながら皆さんに研修をしていただく予定にしておりましたけれども、コロナの状況がなかなかひどい状況になっておりますので、延期ということで、また2月になるか3月になるか、定例会の終了後の時間帯で調整をさせていただきたいと思っておりますので、その際にはよろしく願いいたします。

事務局からは以上になります。

議長

何かご質問等はございませんか。

各委員

～質問なし～

議長

本日はありがとうございました。

これをもちまして、令和3年度第11回総会1月定例会を閉会いたします。

会議のてん末を記して、相違ないことを認め、署名をいたします。

議 長 國井 久明

議事録署名委員 太田 隆之

議事録署名委員 森本 善明
